

第57回新潟市緑化審議会議事録

開催年月日	令和5年2月10日(金) 午前10時00分から12時00分		
開催場所	新潟市役所本館 対策室1		
	委員氏名	出・欠	議事次第
会長	岡崎 篤行	出	1. 開 会
副会長	村上 拓彦	出	2. 諮 問
委員	指村 奈穂子	出	○ 議案第1号 保存樹等の指定について
"	岩田 統子	欠	3. 報 告
"	椎谷 照美	出	①保存樹等の指定解除について
"	菊野 麻子	欠	②新潟市みどりの基本計画 実施計画について
"	松平 信治 (代理:高崎 洋一)	出	③民有地緑化助成制度について
"	涌井 克彦	出	5. 閉 会
"	小林 猛	出	
"	佐藤 祥子	出	
"	野俣 剛直	出	
"	横山 恵里子	出	
出席者 合計	11 人		

上記議題の審議経過は、本議事録のとおりである。

令和5年 3月 9日

新潟市緑化審議会

議事録署名委員

議事録署名委員

指村 奈穂子

野俣 剛直

■ 第 57 回 新潟市緑化審議会

日時：令和 5 年 2 月 1 0 日（金）午前 1 0 時～

会場：新潟市役所本館 対策室 1

（司 会）

それでは、ただいまより第 5 7 回新潟市緑化審議会を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のところご出席いただきまして誠にありがとうございます。

私、本日の司会を務めさせていただきます、土木部みどりの政策課の土佐と申します。委員の皆様の協力により議事を進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

はじめに、委員の皆様にお諮りいたします。本日、株式会社建設速報社様より、取材にお越しいただいており、録音のお申し出がございました。審議会の傍聴に関する要領では、会場内での撮影、録音等は禁止ですが、審議会の許可を得た場合はこの限りではないとされております。つきましては、申し出のありました取材のための録音を行うことについて、委員の皆様に伺いますとともに、事務局でも議事録作成のために録音をさせていただきたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声）

ありがとうございます。それでは、ご異議なしということで、取材による録音等をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、会議の開会に先立ちまして、みどりの政策課長の高島より一言ごあいさつ申し上げます。

（みどりの政策課長）

皆さん、おはようございます。高島でございます。本日は、皆様、お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日ごろより本市の緑化推進にご協力をいただきまして、あらためて感謝申し上げます。

本日の審議会は、まず、「保存樹の指定について」を議案としてお諮りいたします。その後、保存樹等の指定解除と新潟市みどりの基本計画第 2 次実施計画、そして最後に、今回、創設を考えております、緑化重点地区における民有地緑化助成制度についてご報告させていただきますと考えております。

新潟市みどりの基本計画のアクションプランでもある第 2 次実施計画は、今年度最終年度となっております。その評価の結果を基に、次期計画となる第 3 次実施計画の組み立てにつ

きまして、皆様に報告させていただきます。

また、民有地緑化助成制度につきましては、これまで過去4回にわたりまして、皆様よりご意見をいただいております。今回は、この制度の内容と併せまして、緑化重点地区の民有地における効果的な緑化等を示した（仮称）新潟都心民有地緑化ガイドラインについても報告させていただきます、皆様のご意見を伺いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、にいがた2kmをはじめとするまちなかの緑化の推進につきましては、現在行われております新潟駅前広場の整備をはじめ、東大通など、これから目に見える形で変化していくものと考えております。今後とも引き続き、委員の皆様からのご意見、また、お力添えをお願い申し上げます、簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

（司 会）

高島課長、ありがとうございます。

続きまして、お手元に配付してあります資料の確認をさせていただきます。本日、お手元にお配りしておりますのは、議事次第、委員の皆様の名簿、事務局出席者兼会場配置図。こちらは各A4用紙1枚でお配りをしております。それから、資料番号の振ってあるものといまして、資料1、保存樹等の指定について。資料2、保存樹等の指定解除について。資料3-1、みどりの基本計画実施計画の運用。資料3-2、第2次実施計画評価取りまとめ表。こちらは、A3カラーとなっております。同じく、資料3-3、個別事業の実施状況・評価取りまとめ。資料4-1、第3次実施計画（案）。資料4-2、第3次実施計画個別事業の取り組み方針（案）。資料5、民有地緑化助成制度について。それから、資料6、（仮称）新潟都心民有地緑化ガイドライン（素案）。以上をお配りしております。ご不足等ございましたでしょうか。もし、ございましたら、後ほどでもけっこうです、挙手にて事務局にお知らせください。

続きまして、会議の成立について報告いたします。本日の出席状況は、審議会委員名簿のとおりとなっております。本日は、10名の方からご出席いただいております。新潟国道事務所所長の松平委員におかれては、高崎副所長より代理の出席をいただいております。審議会規則第5条第2項の半数以上の規定を満たしております、会議が成立しておりますことを報告申し上げます。

続いて、本日の会議の進行についてです。このあと、岡崎会長に会議進行をお願いいたしまして、議事次第の2、議案第1号、保存樹の指定についてを諮問事項としてご審議をいただきます。続いて、議事次第3、報告事項として3点、保存樹の指定解除、みどりの基本計

画実施計画、それから民有地緑化助成制度の3点について、説明をさせていただきます。予定議事は以上となります。よろしくお願いいたします。

事務局のメンバーにつきましては、出席名簿のとおりとなっておりますので、そちらに代えさせていただきます。

では、以降の進行につきましては、議長の岡崎会長にお願いをしたいと思います。岡崎会長、よろしくお願いいたします。

(岡崎会長)

皆さん、おはようございます。よろしくお願いいたします。

まず、議事録署名員の指名ということで、審議会運営要領第3条によって、議事録は会長の指名する議事録署名員が署名し、事務局で保管するものとなっております。後日、事務局が作成した議事録の内容を精査していただき、内容がよければ署名していただくということになります。今回は、指村委員と野俣委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、議事次第2の議案第1号、保存樹等の指定についてですけれども、事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

事務局の新潟市みどりの政策課の渡邊です。よろしくお願いいたします。私から説明をさせていただきます。

では、議案第1号、保存樹等の指定についてご説明いたします。資料につきましては、先週お配りしているものと変更となっておりますので、配付してあるお手元のものか、もしくは画面を見ていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、表紙の次のページになります。今回は、指定の申請が1件です。南区の白根にありますクロマツとなっております。資料の左側が地図で、右側が航空写真となっております。寺院の敷地内に所在しています。敷地については、主要地方道白根・西川・巻線に面しております。住宅が多い地区となっております。付近には、市立白根小学校、スーパーマーケット、そのほか白根中央郵便局が近くに所在しています。

4ページになります。航空写真の拡大図と樹木の全景になります。こちらは、寺院の本堂の近く、墓地の入口にありまして、門徒の皆さんから親しまれていると聞いています。庭師の見解では、樹齢が100年以上というふうなお話を聞いております。

次のページになります。樹高につきましては10.5メートル、幹周りについては1.8メートルとなっております。

次のページをお願いいたします。別の角度から見ました樹木の全景です。樹木の状況です

けれども、まず、良好な樹形を形成していると思われます。また、特に枯れた枝ですとか衰弱した様子が見られなかったということで、健全な樹木ではないかと推測されます。

また、公開性についてなのですけれども、所有者の方のお考えとしては、門徒の皆さんから親しまれているということで、長く残していきたいとのこと。また、ご自身がされていますSNSでPRするなど、広く公開していきたいと考えていらっしゃいます。寺院の敷地内の入口ということで、訪れた方が見やすいような場所となっております。

次のページ、これはクロマツの概要ですので、参考に、後でご覧いただきたいと思います。

次に、8ページをご覧ください。今回の樹木につきましては、先ほどの計測した写真のとおり、地面から1.5メートルにおける幹周りが1.8メートルとなっておりますので、指定基準の①の基準をクリアしています。この樹木につきましては、保存樹に指定してよいか、皆さんのご意見を伺いたいと思っております。

(岡崎会長)

では、この件について、ご質問やご意見等がありましたらお願いいたします。

(野俣委員)

写真を見た限りでは健康そうな松ですけれども、一つ確認したいのですけれども、樹冠、一番上です。これは剪定されたのか、もしくは何かで折れたのかというような感じがするのですけれども、その点については何か確認はされていますか。

(事務局)

事務局の渡邊からお答えします。

まず、樹冠の部分については話を聞いておりませんが、普段の管理方法についてお聞きしたところ、1年おきに庭師に入っただいていて、剪定ですとか状態を見ていただいているというふうにお話を聞いております。

(野俣委員)

剪定はいいと思うのですけれども、頭を落としているような感じですよ。これ以上伸びないようにというような樹形になっているのです。その辺りは聞いていないということですか。

(事務局)

樹冠部については聞いておりません。普段、庭師に管理していただいているということ、今のところ、聞いているのみです。

(岡崎会長)

気になるころではありますので、別の機会にでも聞いていただけますか。

(事務局)

分かりました。確認させていただきます。

(野俣委員)

1点だけ。本当にそこが不自然な感じがして。全体的な樹形としてはいいとは思うのですが、けれども。

(岡崎会長)

そうですね。事務局、ご確認をお願いします。

(事務局)

分かりました。

(野俣委員)

あと、もう1点。これは松なので、松くい虫の被害の恐れもあるので、普段、何か防除関係とかやられているのかどうかを確認していただきたいと思います。

(岡崎会長)

今の時点でお分かりになりますか。

(事務局)

このあと、解除のご報告があるのですが、同じお寺にある松が解除されているのですけれども、その松については樹幹注入されていたというお話を聞いているので、そういった管理の意識はある所有者なのかなとは感じています。

(岡崎会長)

これは指定されれば、市のほうでいろいろ助言したり、市のあれの一環でやるのですよね。

(事務局)

所有者の方については制度のご案内もしますので、周知はしていきたいと考えています。

(岡崎会長)

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。基準も満たしているしということで、では、この件につきましては原案のとおりということで、答申したいと思います。

続きまして、報告事項に移りまして、議事次第3の報告の1ですけれども、保存樹等の指定解除について、ご説明、事務局よりお願いします。

(事務局)

続きまして、解除についてご報告させていただきます。資料2を使います。表紙の次をお願いします。

表紙の次のページになります。今回、ご報告させていただくのが、表にあります3件となります。

3 ページ目につきましては、解除した樹木の大きな位置になっております。南区、中央区、東区、それぞれ1件となっております。

4 ページ目をご確認ください。一つ目は、保存樹349番、アカマツとなっております。この樹木につきましては、枯死したため、解除となっております。樹木医に診てもらったところ、原因として考えられるのは、樹木の近くの建築物の改築です。右側の写真のように建物が新しくなっていますけれども、この部分の改築を行ったほか、樹木の手前の付近で舗装を行ったというお話を聞いています。その際、根の一部を切断したということなのですが、この工事を行った時期から枯れる症状が出始めたということです。また、松くい虫かどうかということなのですが、松くい虫が原因ではないと考えられるということです。この樹木につきましては、今年の5月に伐採予定となっております。

次のページ、保存樹番号165番、クロマツでございます。この樹木につきましても、枯死したため、解除となっております。状況を確認した造園業者のご意見としましては、枯れ方が松くい虫とは異なるため、松くい虫ではないと考えているのだけれども、詳しい原因は不明とのことでした。この樹木については、3月もしくは4月に伐採予定と聞いております。

続きまして、3件目が、保存樹209番のケヤキになります。この樹木については、管理困難のため、解除となっております。宿泊施設の駐車場にある樹木なのですが、枝ですとか落ち葉がお客様の車に落ちることがありまして、トラブルになってしまうということがあったとのこと。それ以来、従業員の方など、関係者のみが使う駐車場としていたと聞いております。枝が道路に覆い被さるような形で伸びていたり、枝が落下するなど、歩行者や通行車両への被害が心配であるほか、かなり成長しまして、電線付近まで枝が伸びているというような状況になっております。所有者としては、第三者への被害が心配であるということで、解除の申請をしたということです。

解除については、3件、以上となります。よろしく願いいたします。

(岡崎会長)

では、この件についてご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(小林委員)

解除はやむをえないと思っていますけれども、今までもそうなのですが、こういった保存木で伐採等の処理を行った後の材の生かし方と申しますか、これはどのようにされたのか、初めて聞く話なのですが、お尋ねしたいと思います。せっかくこれだけの大木、あるいは保存として適したというものが産廃のような形で処理されるのは、何かもったいないという思いがあります。何か生かし方があったらうれしいなと思ったところです。所有者の意向はあると思いますが、何とか記念の加工とかをできれば、木も再度生きるこ

とになるので、嬉しいかなと思ったところです。

(岡崎会長)

行政から何かできることはあるのでしょうか。

(事務局)

今のところ、所有者の方に、例えば、こういったような再利用してくださいというようなお話は特にしていないのですけれども、今のご意見も踏まえながら、検討していきたいと思っております。

(岡崎会長)

再利用するとしたら、どうやったらできるのですか。

(事務局)

まず、3件ある内の1件目、2件目については、樹木医など専門家のご意見では、松くい虫ではないと聞いているのですけれども、詳しく検査をしておりませんので、万が一松くい虫という可能性も否定できないので、処分したほうがよろしいかなとは思いますが、3件目については、病気ですとかそういったことが原因で伐採していないので、可能性はあるかもしれません。

(岡崎会長)

どうやったら再利用できるでしょうか。どの業者に何を頼んだらとかいうものが、もし。

(小林委員)

私が承知している加工の仕方は、例えば、こういう名札のようなものに再利用したり、あとは、関係者に、保存木ということで存在したわけですから、お配りをするとか。配り方はいろいろあると思いますけれども、例えば、名札を作ったりコースターにしたり、何か生きていた証が残っていて、存在を光らせてあげたほうが、木も生きるんじゃないかなと。せっかく保存木にされて、跡形もなく消えてしまうのも、何かもったいないなという、率直な気持ちなので、すけれども。

(岡崎会長)

ご趣旨はよく分かります。結局、しかし、方法を教えてあげないと、自分でやるわけには行かないので。あと、コストの問題があるので、公共施設とかだったらとか、何というか、そういう関係者がいるような組織ならありえそうな気がしますけれども、普通の民間企業ですとなかなか難しそうなのですけれども、例えば、こういう方法とか、こういう業者に頼めば、これくらいの値段で何ができるみたいなことまで、多分、情報提供してあげないと、再利用してくださいねと言っただけではなかなかしていただけないと思うので、もし、そういう情報があったら、そういうものも併せてお知らせするようなことも、少し考えてみていた

できればと思います。

(事務局)

実際、今、小林委員がおっしゃったように、恐らく、再利用するとなると、工作物というのが一般的になってしまうと思うのです。よく聞くのは、例えば、箸を作るとか。ただ、これは丸々必要なわけではありませんので、例えば、処分する際に、一部、丸太をいただいてきて、利用するという部分があると思いますので、そういったことにつきましては、これからまた我々も調査しまして、再利用の方法について。あくまでも個人の方の所有物なので強制はできませんが、こういう形で生かす方法もありますよというPRも含めて、今後、検討してまいりたいと思います。

(岡崎会長)

例えば、行政が行政の費用で引き取って、加工してやるのだったら、どうぞ持って行ってくださいというのはあるかもしれませんが。

(野俣委員)

そういうときは、NPOに。こういう加工をするようなNPOはけっこういると思うので。例えば、これくらいだと、材としてはあまりいいものは取れないと思いますけれども、木製のベンチだとか、先ほど言われたようにコースターとか。ベンチというのがけっこう、一番いっぱい使えるんじゃないかなとは思うのですけれども、あとはもう、薪ですよ。ケヤキの薪なんて最高ですから。

(岡崎会長)

薪として引き取ってくださる、それは、例えば、伐採する業者に相談すれば、やっていただけるのですか。

(野俣委員)

けっこう、ほしがる方はいっぱいいますので。それこそ、さっきの松とかだと脂が出るので、薪ストーブには向かないのですけれども、ケヤキなどはやはり、喜ばれるのではないのでしょうか。

(指村委員)

あまり具体的なところは知らないのですけれども、広葉樹の材などを収穫したものを競りにかけたり、木工業者が買い取ったりして、テーブルとか椅子とか。端材でそういう箸やコースターを作ったり、残ったものをさらに薪にするみたいなことをしているところが新潟県内にもあるという話は聞いたことがあるので、調べれば出てくるかなと思います。調べないと、具体的な方法は、今、出てこないかなと思います。

(涌井委員)

新潟市内であれば、新潟県の森林組合連合会が新潟市西区曾和にありますので、そこで木材の市場もありますし、森林組合連合会なので、伐採するほうの森林組合とか、加工するほうも、いろいろな情報を持っていると思いますので、ぜひ、森林組合連合会に相談していただくのがいいかなと思います。

(事務局)

ただいまのご意見を伺いまして、またこの審議会場で、今後また報告させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(佐藤委員)

礎町のケヤキなのですけれども、これはにいがた2kmの範囲にも入るところだと思うのですが、せっかくこのように大きくなっていて、まさにこのように大きく育てたいということのにいがた2kmの緑化のほうも進めていращやるのではないかと考えているのです。例えば、道路にかかるというのも、ある意味では、道路の日照を遮断して、ヒートアイランド現象の抑制にも寄与するわけですし、例えば、落ち葉が落ちるのも、それは木の自然現象ですので、例えば、環境教育であるとか、なぜ葉っぱを落とすのかというところ、そういうものを説明することにもなろうかと思っています。

今、私は古い空中写真をスマートフォンで見てもみたら、1964年、これは恐らく新潟地震のころだったのではないかとと思うのですが、そのときの空中写真にもかすかに写っているようではあったので、このように倒れているのも、もしかしたらそういう影響も受けていたのかなと、ちょっと想像するしかないのですが、これを切ることに決定したのでしょうし、もうそれは覆らないのは分かっていますけれども、新潟市としては、市街でこのように大きく木を育てるときに、いや、道路にかかってもらっては困るとか、電線にかかってもらっては困るとか、そういう考えでこれからも行かれるのか、あるいは、木と付き合っていく、また、木から学ぶみたいな姿勢をどのように考えていращやるのかなという気がしました。

(事務局)

今ほどの佐藤委員のご意見につきまして、お気持ちとしては分かる部分はあるのですが、少し誤解があるようなので、詳しく説明したいと思います。

道路にかかるというのは、民地と官地の境界を越境するからという意味ではありません。道路の管理基準として、車両が通る空間を空ければいけない寸法が、建築限界という言葉で定められておりまして、街路樹等はそれを守るように剪定をします。例えば、民間の木が道路に出てきても、建築限界をはみ出さなければいいですよ。雪国であれば、雪が積もる分も加味して道路から5.5メートル程度の高さには枝を出してはいけなくて、枝を

切らなければならない場合は、それは木の所有者の負担になります。そういうことも含めると、管理がなかなか大変だよねというところがまず、所有者にはあるのだと思います。

それから、電線との近接もそうです。行政と電力会社の中では、やはり、電気の系統に応じて、樹木が支障にならないように管理していますが、民地の木の所有者もそれに応じて支障が起こらないように管理をしなければならぬとなれば、かなり負担なわけです。そういったところを覚悟のうえで維持するか、または負担を避けて切ると判断するか。今回は切るという判断になったのだと思います。ですから、木が大きくなって道路に越境したから市がだめだと判断するわけではありません。

(岡崎会長)

今回の件も、別に新潟市から切ってくださいと言ったわけではないですよ、当然。

(事務局)

はい。

例えば、歩道にかかる場合は、例えば、2.5メートルの建築限界を守っていればよろしいので、もし、道路部分に境界を越境していたとしても、歩道の上であれば2.5メートルまでは刈り込んでくださいと、そういう管理をしているところは、そういう管理で、道路にはみ出している、木については許容されるということです。

それから、にいがた2kmの範囲での緑化については、木を大きく育てるというお話もありました。それは話としては美しいのですけれども、実は、市街地を見ると、それはあまり簡単な話ではないと思っています。目に見える緑を増やしましょうと私どもはずっと言ってまいりました。都市の緑というのは、やはり、管理し続ける緑であるべきで、大樹になるような緑というのは、空間がとても必要なわけですから、それは欲張ってもなかなかできません。例えば、東大通の前の中央分離帯のように、支障となるものが近くになれば大きく育ったものを適切に管理していくことは可能ですけれども、こういった民地と道路がすぐ近づいているところで大きい木というのは、恐らく、所有者もかなりの負担を持って管理していかなければならないでしょう。今回のケースは、おそらく、それに見合わないということで、切る決断をされているのだらうと思っているところです。

(岡崎会長)

よく、この手の解除がたくさん出てきますけれども、ひとことで言うと社会の変化と申しますか、昔だったらそれくらいは耐えられたし、周りも文句が出なかったけれども、世の中変わってしまって、何かそういかなかったという、大ざっぱですけれども、全国的に起きている現象で。

(野俣委員)

これは多分、写真で見る限り、かなり傾いていて、今後、これを残した場合に、けっこういろいろな事例はあるのですけれども、風だとか雪だとかで倒れるおそれもあるのです。そうした場合、これはどう見ても車道側に傾いているような感じなので、その場合に、必ず何かしらの被害が出る可能性もあると思うのです。なので、やはりこれは少し、多分、根の周りもすごく切り立って、根がどれだけ枯れているか分からないですけれども、今後、このままでやっていくと倒れるおそれはかなりあると思いますので、安全面を考えてみると、やはり、これは切ったほうがいいのではないかと、私は思います。

(椎谷委員)

今、おっしゃったように、災害の、本当に新潟の場合は雪もあるということもあるので、この写真を見て本当に危険だなと、とても感じたのです。この基準といいますか、そういったところで、私は今まで、委員になっていろいろ写真を見てきましたけれども、ほとんどがまっすぐに立っている木で、こういう斜めになっているような木が基準を満たしているものなのかどうなのかというところが、少しお聞きしたいと思います。

(岡崎会長)

それは指定の基準のことですね。大昔でしょうけれども、指定したときに基準はどうだったのですかというお話ですか。

(椎谷委員)

そうです。平成16年にということだったのですけれども、木の落ち葉もそうですけれども、近隣トラブルというのはとても多くて、個人的に切っているような方も、お話を聞くのです。こういうように保存樹となると、多分、新潟市保存樹というプレートか何かが出ていると思うのです。そのときに、市民の方が、これで雪が降ったらどうするんだろうみたいな目線になるのかどうなのかなど、個人的に持つ分はいいのですけれども、そういった、新潟市が指定しているというところでどうかなと思ひまして、質問させていただきました。

(岡崎会長)

ご質問の趣旨としては、傾いているのに何で指定したのかということですか。

(椎谷委員)

そういったことも基準の中でクリアしているのかどうなのかということですか。

(岡崎会長)

基準はこれしかないもので、多分、当時のことは分からないと思いますけれども、もし分かれば。

(事務局)

おっしゃるとおりで、基準は高さ、樹形、それから太さといった基準で見ているだけで、

雪の影響はどうかとか、そういうところについては、判断をせずに指定を行われたものだと思います。

一方で、ケヤキは落葉樹でして、雪の場合は枝に直接積もった分の落雪しか気にしないでいいので、枝に積もったものですので、都度落ちてくるのです。これが常緑樹になるともっと深刻で、新潟は街路樹に常緑樹はあまりないのですけれども、というのは、常緑の枝には雪が多く積もってどさっと落ちてきて歩行者の頭の上に落ちるといった危険もあって、あまり街路樹には好まれないのです。ですので、こういった落葉樹ですと、そもそも落雪の危険は評価されていない、心配もされていないのかなと思います。

一方で、野俣委員がおっしゃったように、この先どうなるのだということを考えると、近年、強風ですとかいろいろな被害を見聞きする機会が多くなっております。そう考えると、やはり、これは将来的には倒れるリスクはありそうだよねという見解についてはこちらも同意するところで、それが、所有者の方が何らかの大きな対策を取らなければならないとなった場合に、対策を取るかリスクを摘むかの選択をされたのかなと思っています。

(野俣委員)

あと1点。例えば、内部の腐食とかそういったものも、今後、しっかり点検しないと分からないので、それこそ腐食だとか虫食いだとかそういうものでぼきっといくおそれもあります。場所が場所だけに、本当に私有地の中だけで済むのであればいいですけども、これは本当に道路側に傾いていて、万が一折れた場合、いろいろなところで木が折れて死者が出たりもしていますので、そういったものを考えると、この感じだと、かなり危険だなと。それこそ毎年点検までしてやれるのであればいいですけども、やはり、電線にもかかっているし、枯れ枝が落ちる危険性もあるということを考えれば、やむなしかなと思います。

(岡崎会長)

この解除は報告なので、別に我々は何もいう権利がないので。別にこれは解除して切ること自体には我々は何も言えないのですけれども、今後、例えば、指定する際に、そういった。当時としては、やはり、せつかく残そうと行っているのだから、なるべく応援しようというのがこの審議会の立場でやってきましたので、多少傾いていても、それが重大な問題に直結しないのであれば、樹形として特に大きなあれがなければ認めようということで認められたのだと思いますけれども、そのときに、災害に対する安全性とかは、確かに、今まであまり議論はしませんでしたし、実際、そんなに大きな問題になりそうなものもなかったですけども、そこら辺も一応忘れないようにということは、気をつけたほうがいいのかなとは思っています。

あとは、しかし、せつかく保存樹にしたのにどんどんなくなっていくというのも、これま

た寂しいなというのは、ずっとここ 20 年、毎年言っている話なのですけれども、再利用できるならできるというのも一つでしょうし、これまた難しいので、本当だったら、切ったら代わりに少し緑化してほしいというのが、別の方法であって、それこそにいがた 2 km の範囲だったらにいがた 2 km の、これはにいがた 2 km の範囲かどうか分かりませんが、もし入るのだったら、今度はこちらのこういう制度もあるからということで、紹介するとか。お願いしても、結局、管理がいやだから切るわけですから、管理が発生する新しい植栽はしないことが多いのしょうけれども、少しそういうことももしできれば、本当はやっていただきたいところではあります。とにかく、緑はなくなる一方で、どんどんなくなっていくので難しいのですけれども、引き続き対策も考えられたらなどは思います。

この件について、ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、この件は終わりました、次に、議事次第 3 の報告 2 で、新潟市みどりの基本計画実施計画について、ご説明をお願いします。

(事務局)

それでは、報告事項の 2 点目、みどりの基本計画実施計画についてです。お手元の資料を使って説明させていただきます。本日、報告事項では、現在の第 2 次実施計画の評価結果並びに来年度からの第 3 次実施計画の組み立てについて報告させていただきます。資料 3-1 をご覧ください。A 4 横のカラーのものになります。一番上が新潟市総合計画であり本市の最上位計画でございますが、現在は、にいがた未来ビジョンということで、平成 27 年度から令和 4 年度までの計画期間で運用されているものでございます。こちらについては、次期総合計画、つまり来年度、令和 5 年度からの計画について、もう検討が固まりつつあります。緑に関連する施策につきましても、取組指標や成果指標などを提示しています。

次に、真ん中の緑色の段です。新潟市みどりの基本計画は、平成 21 年に策定し、概ね 20 年間の運用で、緑、公園緑地の取組みの大きな方向性を定めているものでございます。

この実現のために、黄緑の部分、実施計画です。赤色で示した中央にありますものが第 2 次実施計画ということで、平成 27 年度から令和 4 年度までの計画期間で、前期と後期に分かれて運用してまいりました。主要な取組みなどを組み立てた実施計画、アクションプランとなります。

それで、こちらの第 2 次実施計画は前期のおわりに中間評価を行っております。平成 30 年にこの緑化審議会でも報告をさせていただいて、後期計画に一部の見直しを加えながら、これまで運用してきたところになります。

ということで、一番下の赤囲みに書いてございます、本日の審議会での報告内容といたしましては、第 2 次実施計画、令和元年度から令和 4 年度の後期計画の評価並びに第 3 次の実

施計画、令和5年度から令和12年度までの施策メニューの組み立てについて、説明をさせていただきます。

それでは、第2次実施計画の評価の説明をさせていただきます。資料3-2をご覧ください。A3カラーの縦のものになります。左のほうを縦にご覧いただきますと、3つの区分、5つの方向性といった枠組みで、全18の事業を組み立ててございます。この18の事業、それぞれの事業につきまして、令和元年、2年、3年、4年と個別に評価をしたうえで、それらを方向性や区分ごとに取りまとめた点数を書いている、そういった表になってございます。

それで、本日は、取りまとめ表で説明をさせていただきます。本当は、18の事業ごとに、少しスライドに映してありますけれども、これは例として、赤塚公園の進行管理調書を映しております。赤塚公園の事業をこの8年間、どのように進めたかを評価してきたシートになります。例えば、こちらで平成29年、30年、令和元年、2年、3年と、利用面積や供用面積はどうか、また、工事の進捗率は全体の面積に比べてどうか、こういったことを記録したうえでチェックをして、評価基準に基づいて採点をしているということです。このような作業表が18事業分あります。それをお配りしますと80ページくらいになってしまいますので、事務局の作業と割り切りまして、配布は控えさせていただきました。

それでは、お手元の資料にお戻りください。18の事業それぞれで評価を行っておりますが、評価基準について、簡単に説明をします。この資料3-2の一番下、括弧書きで評価基準と書いてございます。左のほうを見ていただきますと、二重丸と丸と三角がございます。二重丸が計画どおりまたは前年度よりも実績増加。丸は計画まで届かなかった、または実績値として横ばい。三角は計画を満たすことができなかった、または実績値が減少した。このような、二重丸、丸、三角につきまして、2点、1点、0点をつけて、それを平均化するという評価方法で、第2次実施計画は評価をしてきましたので、後期計画についても同様に評価作業を行ったところです。

それで、資料3-1に掲示をしております18の事業について、個々に説明したいところですが、評価が優、特優、要するに、このまま同じ方向性で進めるべきというものについては、説明はとても簡単にさせていただきたいと思います。逆に、評価が赤字となっているもの、例えば、7番の緑地協定の推進及び地区内における生け垣設置補助事業については、評価は不可。それから、下のほう、14番、15番の公園愛護会と公園里親制度（アダプト制度）につきまして、評価は赤字の良で、改善をしながら進めるべきだという評価になっておりますので、このあたりを中心に説明させていただきたいと思います。

個々の評価表につきましては、もう1枚の資料3-3、こちらは大変細かい試料となっておりますので、個々で逐一見ていただく必要はございませんが、このように取りまとめたう

えでこの評価となっているということをご承知置きください。

それでは、一番上の赤塚公園事業から順に、簡単に説明をしてみたいと思います。赤塚公園整備事業につきましては、毎年進捗をさせてきて、概ね順調と評価しております。近年は、人気のために不足ぎみだった駐車場を増設するなどして利用環境の改善を図ってまいりました。

2番目、信濃川やすらぎ堤の事業につきましては、国が堤防整備を終えたところを新潟市が追いかけて緑地の整備をしているところがございます。現在は県庁前工区辺りから本川大橋まで、ゴールがもう見えてきたという状況です。恐らく、次期実施計画の前期の間に完了に届くかと思っています。

次の白新線公園整備事業につきましては、令和2年度で全部事業を完了しております。

次の都市公園ストック再編事業につきましては、2ヘクタール未満の身近な公園のリニューアルを図るものがございます。新潟市内でだいたい2か所ずつくらい、事業を進めながら、身近な公園のリニューアルを図ります。

次の5番目、フラワーパートナー事業でございます。こちらは令和元年度から徐々にパートナー団体を増やしております。現在、新潟市で直接面倒を見ている花壇はありません。東大通134基、駅南は52基、すべてパートナー団体による管理となっております。

次の公共施設緑化ガイドラインにつきましては、令和元年から令和4年度の中で、協議件数が2件ございました。1件は努力目標である敷地内25パーセント緑化を満たしましたが、1件はそこには届かなかったという結果となっております。

次、7番目、生け垣設置補助でございます。こちらは平成30年度以降、補助実績がゼロ件のまま推移しております。また、令和元年度から令和4年度の間新たに協定地区の認可はありません。現在残っている協定地区は5地区ですが、期間終了により3地区に減ることになっております。

次の保存樹指定事業につきましては、新規登録と登録廃止、どちらも年に数件ずつあって、微減ではありますが、ほぼ横ばい状態でもあるといった状況です。

次のアメリカシロヒトリ対策と松くい虫対策については、地道に対策を続けていくということで、評価対象とはしておりません。このまま継続をしてみたいと思います。

その次、11番目の公園施設長寿命化対策支援事業でございます。こちらは公園施設の更新をするものです。遊具ですとか東屋ですとか、こういったものを計画的に進めているところです。

次の都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業は、主に、トイレのバリアフリー化を図っていく取り組みです。予算状況にも影響されますが、ほぼ計画どおりに進んでいます。今のところ、2ヘクタールを超える公園についてはほぼ終わっています。公園全体のトイレを見

でも、6割以上に進捗しているところです。

次の13番、公園施設長寿命化計画については、二つ上でお話しした遊具の更新などを計画を策定する事業で、令和10年度までの計画なのですが、令和5年度に中間見直しをして、さらに効率的な更新を行っていく予定です。

次の14番、公園愛護会、それからその次の公園里親制度は評価が良となっていて、現況改善となっているのですが、公園愛護会につきましては、評価基準によって点数をつけると1.3の良になってしまうのですが、本市の公園の内、87パーセントが愛護会による管理を行っています。この数字は、他政令指定都市と比べて非常に高いです。ほかの政令指定都市はだいたい70パーセント前後ですので、新潟市は高止まりをしていて、公園数や団体数で見ると横ばいまたは多少減っているところもあるということで、この評価になっているとご理解ください。

公園アダプトにつきましては、団体数は横ばいなのですが、市の予算としては、こういった団体が活動する際の手袋ですとかごみ袋ですとか、消耗品を支援する予算を持っているのですが、ここもあまり使われていないのです。皆さん自前の道具で足りているというところがあると思います。予算が使われる機会がないと、こちらとしても活動実績が見えにくくなってきていると感じておりますので、そのあたりを少し改善しながら進めていきたいと考えております。

下の三つ、意識啓発の緑化活動推進事業、萬代橋チューリップフェスティバル、それから信濃川やすらぎ堤緑地チューリップ植栽事業につきましては、いろいろな自治会ですとか学校ですとか、加えて個人からも直接ご参加いただいて、チューリップを植えたり、近くの公園にお花を植えていただいたりといった、直接的な協働を支える事業で、評価も非常によろしいですし、これからも継続的に実施していきたいと考えているところでございます。

以上、少し駆け足になりましたけれども、第2次実施計画の各18の事業を評価すると、このような感じでした。これらを踏まえまして、第3次の実施計画の組み立てを考えましたので、続けて報告をさせていただきたいと思います。資料4-1をご覧ください。1番目が、第3次実施計画（R5～R12）の位置づけと進捗管理でございます。ポイントは3点あると考えています。1点目が、実施計画はみどりの基本計画での大きな方向性を実現するための取組みを定めるアクションプランであり、みどりの基本計画の計画期間において第3次実施計画が最終フェイズのアクションプランになるということ。

それから2点目、令和5年度から8年間の計画期間となりますが、次期総合計画の計画期間と一致しておりますので、先ほど次期総合計画には緑に関連する施策等も計上していると説明いたしましたが、第3次の進行や施策については、次期総合計画の取組みや成果指標な

どとも関連させて整合を図っていきますという点です。

それから3点目、計画期間の中間年次、恐らく令和8年度末になると思います。第2次の実施計画と同じように中間評価を行いまして、皆様からまたご意見をいただきながら、第3次実施計画の後期のアクションについて見直しを加えながら進めていきますという、この3点が進捗管理でございます。

続きまして、2番、第3次実施計画の考え方でございます。(1)第3次実施計画で配慮する事項として、表の中に3点計上してございます。1点目がみどりの基本計画の一部改定ということで、昨年度7月に緑化重点地区の指定を行いました。都心部の緑の増進について、より強く取り組んでいくという意思表示をしたということになりますので、それを施策メニューの柱にも入れていきたいということになります。

それから2点目が、次期総合計画との整合です。具体的に申し上げますと、次期総合計画では、政策14として、まちづくりの政策で、誰もが暮らしやすく、持続的に発展するまちづくりの推進という中に、表の右側を見ていただきますと、施策2と施策4というナンバリングで、こういったことが載っているということになります。施策2のほうは人中心のウォークアブルな空間形成ということで、都心の緑化に絡んでいきますし、施策4のほうは安心して住み続けられる良好な住環境の創出ということで、私どもの施策としては、身近な公園のリニューアルですとか維持管理を適切に行っていくことなどが関係してまいります。

3点目、第2次実施計画の評価につきまして、継続、特優・優と評価されたものについては、引き続き同じ方向性で取り組んでいくということと、改善とされたものにつきましては、一部改善を検討しながら取り組んでいくということになります。

そのようなことを踏まえまして、次のページをご覧ください。(2)の施策体系でございます。第2次実施計画では18のメニューがございました。そこから完了した白新線公園が抜けまして、代わりに、4番目に民有地緑化支援事業が入りました。都心の緑化を進める施策を加えて全18事業として、第2次実施計画の施策体系を引き継ぎ3区分5方向性の枠組みでどうかと考えております。

参考として資料4-2をご覧ください。取組方針については、先ほど、評価の説明でも少し触れたことが書いてあります。それで、参考までに、総合計画との関連性ということで、右側に総合計画におけるウォークアブルな空間形成と、公園の整備・維持管理にどの事業が強くかかわっているか、関連がありそうかというところを二重丸と丸で表示しています。

第2次実施計画の評価と、第3次実施計画の組み立てについて、説明は以上でございます。

(岡崎会長)

それでは、この点について、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

(村上委員)

変換ミスの指摘になりますけれども、資料3-3の公園里親制度のところの1行目、30以上の団体が登録、令和元年度以降大きな「現象」となっているところが変換ミスだと思います。

(事務局)

すみません、誤字でございます。

こちらも30以上は第2次実施計画の中でも前期が30でございまして、直近では27団体です。

(椎谷委員)

公園についてお伺いしたいのですけれども、資料4-2の12にありますトイレバリアフリー化改修を中心にと書かれていますのですけれども、公園に親子が遊びに行くということで、公園のバリアフリーの中に子どもが座るトイレのキープ、チャイルドキープみたいなものは確実にあるのか。例えば、男性のところにもあるのかというようなところが、このバリアフリーとすごく大まかになっていきますけれども、ついていきますでしょうか。

(事務局)

トイレのバリアフリーは、商業施設などに行きますと、男性トイレにも赤ちゃんを座らせる椅子がついているのがもう当たり前になってきていますが、公園のトイレというのは、皆さんご想像いただくと、コンクリートの素っ気ない建物だったり木でできていたりしますけれども、中はあまり広くないですよ。ここで言うバリアフリーというのは、できるところは既設トイレを改修しますが、大抵は多目的トイレを増設するということになります。多目的トイレですので、男性でも女性でも、男親でも女親でも子どもを連れて入っていただくと。そういったトイレが増えていくとご理解ください。

(椎谷委員)

分かりました。ここが一番といいますか、特にお母さんとかお父さんとか連れて行くときに、トイレが怖いよねとかというようなことにならないようにと思っていますし、とても大事なことだと思いますので、ぜひ、進めていただければと思います。

(横山委員)

今の、同じく公園里親制度がほぼ使われていないという状況ですけれども、手袋とかごみ袋とおっしゃっていましたが、それは市民のニーズに合っているものが提供されているけれども使われていないといったあれなのか、例えば、PRが足りないのかとか、あと、何か支給してくださるものについての改善とか、ニーズとの兼ね合いはどのような感じでしょうか。

(事務局)

ご意見のとおり、ニーズを確認する必要があると思っています。支援事業ができた当初はそれなりの利用があったのですけれども、近年、ほとんど止まってきています。これは恐らく、コロナ禍で活動を一旦休止しているというのが影響としてあると思うのです。一方で、例えば、手袋は一度買えば何回も使えるので、毎回毎回軍手を捨てるというような運用よりも、ちゃんとした作業グローブを買って作業するという方が多くて、恐らく、そういった面では、ニーズとかみ合っていないのかなと思います。実態と併せて、本当に必要な支援は何か、変わってきている可能性がございますので、その検討も含めて進めていきたいと思えます。

(椎谷委員)

私は子育て支援ということでいろいろと活動していきまして、親子にふれ合うことがすごく多いのですけれども、ここに書かれている、資料4-1の安全・安心に快適に利用できるというふうに、政策の指標のところですよ。安心・安全という、ここの考えられている安心・安全というのはどういったところを考えていらっしゃるのでしょうか。利用する親子が安心・安全に使えるような遊具をという、ここに先ほどのご説明の維持管理のところ。

(事務局)

椎谷委員がおっしゃったのは資料3-3、紫色の維持管理の欄の一番上の事業、公園施設長寿命化対策支援事業の右の欄についての部分だと思うのですけれども、子どもたちの安全安心な遊びの確保のため、引き続き取り組んでいく、この安全・安心の意味はということだと思います。この、公園施設長寿命化対策支援事業自体が何をきっかけに行われたかという、遊具による事故です。旧規格では、例えば、滑り台の上に柱のフェンスがついていて、そこに頭が入るサイズだと危険だと、だから、頭が入らないサイズのものに入れ替えていく、そういった事業が主なものです。それから、長寿命化計画策定では、遊具の健全度というものもチェックしています。要するに、老朽化具合です。老朽化していて、もう使わせてはいけないというものは、一時的には使用禁止措置を執りました。そういったものを解消していく、そのときには新規格の遊具に変わっていく。旧規格のものは、基本的に、そういう事故のリスクがあったということで、錆びていなくても止めたのです。遊具などの施設を新しい規格、安全な規格に変えていく、これが安全・安心という表現でございます。

(椎谷委員)

とてもよかったなと思います。子どもは大人が考える以上にいろいろな遊びをしてしまっただけがをすることが多いのですけれども、それが遊具がきっかけでけがというふうにならないために、大人がしっかり考えていかなきゃいけないなというふうに思っておりましたので、よろしくお願ひしたいと思えます。

(指村委員)

資料3-3の下のほうの公園愛護会のところに87パーセントで実施していると書いてあるのですが、その下に、自治会の高齢化が進んでいると書いてあって、少し心配なのですが、何かこれは対策とかできるのでしょうか。

(事務局)

その右のほうに2点目で書いてあるのですが、愛護会は大体が地域の自治会なので、自治会が高齢化していくと、ちょっともう管理ができない、今まで二つの公園を面倒見てきたけれども、一つに減らしてくれと。こういうことが続きますと、87パーセントが下がっていくのです。

それで、右の欄に、企業単位による参加などと書いてあります。要するに、自治会という組織は、この先、少し厳しい状況が続くだろうという中で、企業の手を借りるとか、そういった方向で愛護会のような取組みを維持していけないかということ併せて検討する必要があるだろうと考えています。

(村上委員)

同じく、公園愛護会というところで、資料4-1を確認すると、次期総合計画という。

(岡崎会長)

1ページ目ですか。

(村上委員)

そうです。1ページ目のところです。そして、四角で施策4となっているところがあって、その中に、取組指標とありまして、そこに公園愛護会の結成率の実績値とあります。ですから、この実績値でもって今後も評価していくということかと思います。ただ、先ほどの話だと、資料3-3であったような説明だと、87パーセント。これは他市に比べても高い値。ですから、新潟市は87パーセントが基準になってしまうと、なかなかこれを増やしていくというのは難しいけれども、第3次実施計画の中では、これを何とか減少させないような方向で行くというのが、実際のこの実績値を増やしていくというよりは、何とかこれをキープしていくための取組みになりそうだということなのではないでしょうか。

(事務局)

おっしゃるとおりでして、恐らく、何もしなければ下がって行くであろうところを、その下げ幅をゼロに近づける取組みが主になってくると思います。

(指村委員)

では、高齢化で解散しているところもある一方で、新しく企業が参加してくると減らないということを目指していく、入れ替わりがあってというイメージでしょうか。

(事務局)

はい。

(村上委員)

つまり、指標というようになると、例えば、バリアフリー化率なんかは上げたいわけですよ。上げることが評価につながるけれども、これに関しては、新潟市が比較的高い水準にあるので、何とかキープすることが指標としては評価されるものになるということですね。というように。

(事務局)

我々としましては、数年後に維持ができていたとしたら、かなり頑張って維持をした点を評価してくださいと、説明させていただくと思います。

(村上委員)

分かりました。

(佐藤委員)

各事業でかかわりを持っておられる市民の方々から、例えば、要望が出されて、それは対応できませんといったようなことではねられるようなこともあろうかと思えますけれども、そういったことが、例えば、潜在的なニーズとして何が取りまとめられたり改善のほうに生かされるといったような仕組みはあるのでしょうか。

(事務局)

みどりの基本計画のモニタリングのためのアンケート調査というものを数年に一度、実施しています。それから、新潟市の市政世論調査で、新潟市の施策の中でよくなっているものはどれですかという、これに各部署が一喜一憂するのですけれども、公園施策というのは、以前はかなりよくなっているというように評価をいただいていたところです。今ほど佐藤委員がおっしゃったのは、もう少しダイレクトなニーズのお話かと思いますが、実は、細かいニーズを一つ一つ拾い上げているわけではありません。ですが、重要な指摘であれば、検討の中に入れ込んで取り入れていくことが可能です。

(岡崎会長)

ちなみに、これはパブリックコメントとかは対象ではないですか。

(事務局)

実施計画はパブリックコメントにはかけていません。

(佐藤委員)

アンケート調査とかだけだと、実際にかかわっていない人が答えることもけっこう多いと思うので、実際にかかわっていらっしゃる人が切実に、本当はこっちをやってほしいといっ

たような要望も、それはここでは対応できないのですというようなことで、簡単に断られて終わってしまうようなことが、潜在的なニーズとしたら抜本的にそこを改善すると、より活動の活性化につながることもあるかと思うので、少し気になったところです。

(事務局)

実際、個別具体の要望として、各区役所に各コミュニティ協議会等から毎年、要望等がまいります。公園についても要望がまいります。そうした中で、基本的には、要望については、これはできませんというようなことは、公園に関しては、基本的にはありません。ただ、今はできません。それは予算的な都合でというケースはございますが、基本的には、今年度は、じゃあここまで、来年度は、じゃあここからここまでというような形での要望にはこたえているつもりでございます。

ただ、一つ答えられない部分につきましては、新規に公園を造ってくれという部分について、ごくまれにあるのですけれども、なかなか我々、今のこのご時世、今は新たな公園を造るというご時世というよりも、今ある公園を利活用していこう、さらにリニューアルしていこうというように今、我々はかじを切っておりますので、そういった形で説明しているというのが現状でございます。

基本的には、そういったコミュニティ協議会をメインにして、そういった要望等はおこたえしているところです。

(岡崎会長)

先ほどのお話もありましたけれども、愛護会とか里親制度とかの関係者の方がとは、日ごろいろいろ交流をなさっているでしょうから、そういうところでフィードバックはかかっているのだろーと思いますけれども、引き続き、そういうこともお願いできればと思います。

(横山委員)

先ほどの公園愛護会の件、高齢化している、では、企業に頼もうと。企業に変えていこうというご姿勢と見えたのですけれども、そこに子どもたち、学校単位なのかどういう単位で子どもたちをとというのは分かりかねるのですけれども、そういった子どもたちは、少しそういった公園愛護といった場という可能性もあるんじゃないかなと思って聞いておりました。

先日、仕事の関係で地域の小学校の授業に伺いまして、そのときに小学校でコキアを校門前に植えていた、そのコキアを使ってほうき作りをするということだったので、子どもたちが、コキアの種を落としてとか、そういったことにものすごく楽しそうに興味を示して、初めてだ、知らなかった、こんなふうに見えるのか、みたいな声が聞こえたもので、そういった公園、緑化、そういったところに、いろいろな兼ね合いもおありかとは思いますが、何か参加できるものがあるといいのかなとは感じております。

(事務局)

公園里親制度につきましては、公園管理者以外の方が管理的な行為をするという枠組みで、その団体を登録して、この中で27団体と申し上げましたが、一般の団体が登録するWAZA! というプログラムが20団体、それから小中学生が登録するMIDORI! というプログラムが7団体ございます。ですので、可能な範囲でやろうというところは、そういった形で参画をしてくださっています。公園愛護会という形での里親制度を移行させると言ったら変ですけども、そういった取組みに寄せていくということは可能性としてはあるのですけれども、私どもが心配しているのは、やはり、先生の負担が増えるということだと。だとすると、やってくださるのは先生ではなくて、例えば土曜日の学校開放を支えているのはコミュニティ協議会だったりしますけれども、そういったところが、今週はあそこの公園を掃除してからみんなでお菓子を食べましょう! というような、そんな取組みになってくれると愛護活動につながっていく可能性はあるだろうと感じています。今すぐにできそうという道筋はお示しできませんけれども、学校さんの力を借りていくことも想定はしています。

ちょっとお時間のほうがあれなので、この辺でこの報告事項を閉めていきたいところです。

(岡崎会長)

そうですね。

(指村委員)

一ついいですか。この間、ラムサールの登録に新潟市がなったというシンポジウムを聞いたのですけれども、すごく新潟にはいい湿地があつて、それを取り巻く都市公園もあるようなところが新潟市のいいところだなと思っていて、また今、生物多様性国家戦略の案が出されていて、こういう都市の公園における緑だけではなくていろいろな水鳥が遊びに来たり、いろいろな生き物がいるということが重要な役割だなと最近思っているところがありまして、私は最近来たものですからよく分からないのですけれども、この計画を見ていると、もしかしたら資料3-3だと都市公園ストック再編事業辺りで、地域のニーズを踏まえた再整備を実施すると書いてあるのですけれども、こういうところに地域のニーズだけではなくて、世の中の情勢としていろいろな生き物を保全していく場所として公園を生かすみたいなことが入ってくるといいのかなと思いました。

今の環境省のほうでも30 by 30で陸地の30パーセントを生物多様性を保全していく地域として指定していかなければいけないということがCOPでも決まったりしていますので、そういうところにアライアンスで今募集をしていたりもするので、そういうところに登録するところまではまだなかなか難しいかと思うのですけれども、方向性として、そういうことも考えていけるといいのかなと思いました。急にすみません。ご検討ください。

(岡崎会長)

生物多様性ですね。

(事務局)

簡単ではないのですが、改善事項としてはとどめておきたいと思います。

(岡崎会長)

そうですね。生き物が来る公園もあるのでしょうか、担当部局が違うということもありまして。

(指村委員)

そうですね。

(岡崎会長)

環境部局になるので、だけども連携していただいて。

ちなみに時間なのですが、報告事項が 11 時 50 分までと書いてあるのですが、

(事務局)

もう一つの時間のほうを取りたいものですから。

(岡崎会長)

分かりました。民有地のほうですね。

(事務局)

はい。

(岡崎会長)

分かりました。では、今のこの事項に関しては、よろしいですか。とりあえずここを終わりにしまして、報告③民有地緑化助成制度のご説明をお願いします。

(事務局)

民有地緑化助成制度ですが、私のほうから説明させていただきます。よろしくお願ひします。皆様にご意見をいただく時間をたくさん取りたいので、若干、説明のほうは走り走りにいきたいと思ひます。

資料 5 をご覧ください。今回はお手元の資料で説明いたします。これまでご意見いただきながら検討してきました制度内容を 1 枚にまとめましたので、ポイントを絞って説明させていただきます。

最初に、対象区域になります。こちらの民有地緑化助成制度の対象区域については、重点地区、またはその外縁に接している敷地を含む区域とします。重点地区の区域というのは、基本的に道路センターで引かれているのですが、区域の外側に面した建物を見てみま

すと、右側にある写真のように緑化できそうな場所があるということが見受けられます。この制度では、目に入る緑を増やしていくことを目的としていますので、こういった場所での緑化を推進するために重点地区の外縁に接する敷地についても対象として考えています。なお、こちらについては、公開性という条件を付しています。

続いて、助成上限と助成率についてです。緑化方法ごとに上限率を設定しておりまして、合わせて最大 500 万円まで助成を受けることができるということについては、前回と同じです。助成率については、当初、多くの政令指定都市や本市の他事業に倣って2分の1ということでスタートしていましたが、堅牢かつ維持管理の手間が少ないしっかりした基盤を整備して、長く緑を保っていただきたいということ、そして他都市のヒアリングによって初期投資を含めた自己負担額が大きいということから制度を有効に活用できていない、そんな意見を伺っているところから、本市としては初期投資分を手厚く補助するために助成率は3分の2と高く設定させていただいています。

さらに、先ほどお示した例示の①のような植栽ますがすでにあって、現在活用されていない場所、こういったところでもぜひ緑化していただきたいということを考えていることから、既存の植栽ますを使う場合についても助成の対象とします。助成率については基盤を整備するといった初期投資の部分がほぼ必要ないということですから、助成率のほうは少し下げさせていただきまして3分の1となっています。ぜひこういったリニューアルの補助金を使っていただければと考えています。

続いて、右上のほうに移ります。利用できる方については、敷地及び建築物の所有者や管理者、それ以外の方で所有者等の承諾を得た方が対象となります。その下、対象となる緑化については、これまでと変わらず地上、壁面、屋上となります。

次に、最低緑化面積となります。助成条件として、一定規模の緑を整備していただくということで最低5平方メートルを整備するとしています。既存が仮に3平方メートルあった場合は新しく2平方メートルを整備していただいて5平方メートルに増やす、そんなイメージです。そして、緑化資材の一つとしてプランターを使用する場合については容量50リットル以上かつ容易に動かさないものを使っていただくこととさせていただきます。プラスチックの鉢などではなくてデザイン性がある堅牢な資材を使っていただきたいと考えています。前回、検討しておりましたプランターのみで緑化する場合については、最終的には面積の基準というのは設けないこととします。ただし50リットル以上かつ2基以上を使うということを経験とさせていただきます。

最後に、維持管理義務についてです。こちらについては5年間を適切に維持管理することを条件としておりまして、毎年の維持管理状況の確認によっては助成金の変更を求める場合

があります。さらに、ここに重点地区内での特例措置といたしまして、この助成制度を整備した場所については5年間に限り、緑化活動推進事業を活用できるとします。これによって毎年の花苗の購入費を上限5万円まで市の補助を受けることができます。民有地緑化助成制度としては、維持管理費の補助はありませんけれども、現行制度を活用することで負担に感じやすい維持管理の面を支援したいと考えているところでございます。

非常に簡単ではございますが、これまで皆様からご意見をいただいております緑化助成制度についてはこのようになっています。

続いて、資料6に移ります。ガイドラインになります。このガイドラインについては、緑化重点地区内での民有地において、特に緑の景観形成に寄与するための効果的な緑化の方法をお示しするとともに、民有地緑化助成制度を活用してほしいということを紹介したものとなります。ボリュームが少し多いのですけれども、当日配付でございますので、1ページずつ説明させていただきたいと思っております。

1ページめくっていただきまして、こちらについては導入部分とガイドラインの目次となります。ここで本市の緑の現状や民有地での緑化の取組みが必要であると考えていることをまとめさせていただいております。

見開き右側が目次となっておりまして、ガイドラインの構成はこのようになっています。最初に都心のまちづくりの現状と、まちなかの緑が目指す姿について。次に、このガイドラインの最も伝えたい部分ですけれども、緑を取り入れるポイントの部分、最後に緑化する際の市の助成や支援制度についてでございます。

めくっていただきまして本文のほうに入ります。1ページ目につきましては、都心のまちづくりと民有地緑化助成制度の対象区域でございます。緑化重点地区の指定について触れさせていただいております。2ページ目としては、まちなかの緑が目指す姿ということで、三つ挙げさせていただいております。

ページをめくっていただきまして、3ページ目になります。ここからは緑化をする際のポイントについて触れています。都市に緑が増えたと感じるような緑を推進していくために、民有地においても目に入る場所に緑を取り入れてほしいというところがございます。このために、いちばん最初に目に見える緑を配置してくださいということをお示ししております。その下については、より具体的な場所として、道路の面した場所ですとか地上、壁面、屋上、こういった場所を使って緑化に取り組んでいただきたいということで分類させていただいております。4ページ目以降はそれをイメージ図や写真を使って具体的に説明しているという構成になっています。

5ページ目です。最初に、プランター植栽について説明させていただきます。空地が少な

かったりする場所でもプランターを使って緑化していただきたいということでございまして、地上緑化からこちら分けさせてもらって枠を割いて説明させていただいています。

6 ページ目についてはプランター植栽のポイントということで、一年草だけでなく、さまざまなものを使っていただきたいという材料に関するものですか、樹木を取り入れてほしいといったところ、そして前回の審議会でもご意見いただいておりますけれども、容易に動かないものということで、大型のプランターを使ってくださいということを明記させていただいています。

7 ページ目は壁面緑化についてです。空地が少ない場合でも、大きく面的に緑化したい場合にぜひ取り組んでいただきたいということでございまして、イメージ図のように、つる性植物をワイヤーに這わせたりするものですか、下側のイメージのようにカセット式の緑化資材を取りつける、こういった方法がさまざまありますので、8 ページではそういった場所や目的に合わせて基盤を選んでほしいということ、そして壁面緑化ですと風を受けたり、日射の関係もありますし、高さによっては自力で水やりも難しいということで、自動灌水装置を使うなどといった維持管理の面を手厚く考えて整備していくということでポイントとさせていただきます。

ちなみに具体的なポイントの説明の中では、トピック的に先進事例もご紹介させていただいております、ここに関しては壁面緑化の事例ということで、在来種を使いながらクールスポットになるような先進事例がございましたので紹介させていただいています。

9 ページになります。ここでは地上緑化のポイントを説明しています。地上緑化の場合ですと緑園の形成につながるような樹木の植栽ですとか、季節感を感じられる花壇の整備といったことを行っていただきたいということでポイントを紹介しています。こちらについても先進事例ということで屋内の事例になっていますけれども、生育の状況を調べながら在来種を積極的に活用している事例を挙げさせていただいています。

今回、順番としてプランター、壁面、地上という形で空地ですと大きさを順番にしているのですが、これまで地上、壁面、屋上という順番で紹介していただきましたので、審議会の後にこの順番については修正させていただきたいと思っております。

11 ページについては、屋上緑化のポイントを説明しています。ここについては新たに建設する場合はほとんど想定してありますけれども、屋上の緑化のポイントとしては、地上から見える場所がある場合には見えるように配置していただきたいということ、あとは屋上という環境条件を考慮して、建物への影響ですとか、落下ですとか、そういったことを考慮した植栽、資材を選ぶということを挙げさせていただいています。写真等は少ないので今後、屋上緑化をする際に根ですとか水ですとか建物に悪影響を及ぼさないように防根シート等を

設置する必要があるということは基本的なことかと思っておりますので、こういったことが分かるような断面図を入れるなど、情報を追加するようなことを今、考えています。

12ページなのですけれども、ご相談させていただきたいなと思っていただけたところございまして、これまで少しご意見いただいていた県産材の使用というところ、こういった枠で恐縮なのですけれども、木製品を使ったらどうでしょうかということを紹介できたらなど考えていまして、仮に入れさせていただいてはいるのですけれども、いい事例と言いますか、情報というものがなかなか収集しきれない部分がございます、ぜひ委員の皆様、こういったことを紹介したいですとか、こういった資材を使ったどうかといったところで、情報提供と言いますか、ご協力をいただければなと思っております。

続いて、13ページに移ります。もちろん緑は植えて終わりではなくて、長く保っていただきたいということではありますが、主にここでは維持管理に関するポイントを紹介しています。一つ一つの説明は割愛しますが、基本的なことが書いてありますし、一部、剪定ですとか病虫害といったところに関しては、なかなか自分たちでは判断できない部分もありますので、専門的な意見を必要な場合についてはということで市の相談窓口のほうをここで紹介させていただいています。もちろん造園屋ですとかホームセンター等でも相談を受けているのですけれども、そういったものをぜひ活用していただければと思います。以上、非常に簡単なのですけれども、ここが緑のポイントについての説明となります。

15ページからは、市の助成・支援制度に関するものになります。メインは民有地緑化助成制度に関することなのですけれども、都心の緑化という観点から、プランターを企業等が管理するフラワーパートナー事業、そして民有地の優れた樹木の保全ということで保存樹の指定、こちらについても併せて紹介をさせていただいています。

15ページの下側ですが、民有地緑化助成制度については、まずは事前相談ということで企画段階から相談していただきたいということですので、ここで概要とともにご相談いただきたい旨を書かせていただいています。それ以降のページについては、なるべくイメージ図等を使いながら分かりやすい制度条件について説明をしているような構成になっています。

17ページの公開性ですとか、最低緑化面積についても考え方をイメージでお示ししています。

19ページが民有地緑化助成制度の手続きの流れになります。まずは事前相談をいただきながら緑化の方法ですとかを必要書類を提出いただいて、そのうえで緑化工事についていただくこととなります。最終的に5番のところでは維持管理を適切に行っていただくのですけれども、新潟市のほうとしても現地確認ですとか年次報告を依頼することによって、適切な維持管理をするという流れとなっています。

最後、20ページですけれども、簡単ではございますが、そのほかの支援制度ということで緑化活動推進事業、フラワーパートナー事業、保存樹等の指定について紹介させていただいています。

非常に簡単ではございますが、こちらが民有地緑化ガイドラインの素案になります。

(岡崎会長)

ありがとうございました。では、この件についてご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

これは素案と書いてあるのですけれども、今後の議論はどうなるのですか。

(事務局)

一応今回、お示しさせていただいてご意見をいただきまして、それを反映したもので最終版ということで。

(岡崎会長)

最終版に。4月1日ですか。

(事務局)

はい。来年度からになります。

(岡崎会長)

分かりました。どうぞ。

(椎谷委員)

14ページなのですけれども、今ほど説明になかった部分なのですが、病虫害に関してなのですけれども、例えば毛虫とかといったものの駆除とか、そういったことが多分、ここに書かれている、周囲の人や植物にまで被害というふうになるかと思うのですけれども、これがその他のところに入っているのですけれども、病虫害というところで一つ項目を持ち、こういったときには必ず報告だとか、ここには、専門家に相談しましょうみたいなことがあるのですけれども、ここをしっかりとやらないと本当に被害が起きるのではないかなと思います。住んでいる地域のところではアメリカシロヒトリですとか毛虫の駆除がありますとかというふうなことで、しっかりとされているところもありますので、分からない方がいるとしたら、こういうふうな虫にはみたいなことが必要なかなと思って意見をしました。

(事務局)

その他では、ほかの水やりというような同じような項目立てをしたうえで、分からない方にも修正したいと思います。

(岡崎会長)

松くい虫のこと等もありますしね、いろいろ。関係しそうなことはまとめて書いておいた

ほうが分かりやすいかなということかと思います。

(指村委員)

10ページに在来種を取り入れた事例を紹介してもらっていて、確かにジュウモンジシダは攻めていると思うのですが、看板は間違っ「ジョウモン」になっているけれども、ジュウモンジシダなのですが、このくらいの種の選択はすごいと思うのですが、植物の例というのがいろいろなページに入っていて、見るとほぼ外来種ですよ。在来種とか新潟らしいものというのには前にもお話ししていたかと思うので、もう少しこの辺のセレクトを。もちろん花のきれいなものを使ったほうがいいと思うので、外来種もあっていいと思うし、園芸植物もあっていいと思うのですが、もう少しここに新潟らしい在来の植物を入れ込んでいけるといいのかなと思います。

(事務局)

失礼いたしました。

(岡崎会長)

私も同じことを。日本庭園が絶滅の危機ですので、ぜひ。せっかくの日本庭園文化を少しでも。

(指村委員)

モミジとかきれいなものはいっぱいあると思うのですが、ヤナギも新潟らしいし。

(岡崎会長)

そうですね。

(村上委員)

一ついいですか。これ以上ページが増えることが許容されるのかどうか分からないのですが、より制度が理解しやすくなるようにすると、FAQというのでしょうか、よく質問に出るといって、何々の場合はどうしたら、こういうのはいいんですか、みたいなこととか、そういう問いかけに対してどう答えるのかという感じのものがあると、より一層分かりやすくなるのかなと。この制度に対する理解が進んで、チャレンジしてみようかな、みたいな感じになるのかなと思いました。

(岡崎会長)

制度というのは民有地緑化助成制度のことでしょうかね。

(村上委員)

そうですね。それとか、あとは。

(岡崎会長)

それ以外のことも含めて。

(村上委員)

それ以外も、仮に、こういう場合はどうしたらいいんですかみたいな感じになったときに、それ対してはこういう制度がありますみたいな。当然、この中で説明はしているのですけれども。

(事務局)

おっしゃるとおりで、既存施設の緑化も再整備も対象ですなんて書いてありますけれども、FAQだとすると、今使っていない花壇があるんだけど、そこに植えたいときはどうなのと。植物の部分は該当しますよ、ということですよね。

(村上委員)

そうです。

(事務局)

ありがとうございます。

(村上委員)

素朴な疑問みたいな感じのときに、どう答えてくれる、みたいな。

(岡崎会長)

それもご検討いただいて、できる範囲で。

(事務局)

今日、全部これをつぶさに見てご意見をいただくというのは、かなり難しいと思いますので、今、目に止まったところでご質問いただいたうえで概ね1週間程度、来週の金曜日くらいまで何がございましたら事務局のほうにメールでも寄せていただければ、このご意見として反映させていただきたいと思いますので、お願いします。

(野俣委員)

1点だけ。13ページの(3)の最初の、水やりとなっていますけれども、少し専門的な用語で灌水というふうにしたほうがいいのではないですか。

(岡崎会長)

すみません、何水とおっしゃいましたか。

(野俣委員)

13ページの最初にある水やりという言葉なのですから、我々業界のほうでは灌水と。

(岡崎会長)

灌水ですか。

(事務局)

この水やりの項目の三つ目の点のところに書いてあります、自動灌水装置のこの灌水。

(岡崎会長)

ああ、この灌水。括弧等で。多分、灌水だと一般の人は分からない。水やり（灌水）なのか灌水（水やり）なのか、どちらでもいいのですけれども。灌水というのですね。灌漑の「灌」ですね。

(椎谷委員)

先ほどの質問に答えるというページができるようであれば、先ほども言っていました病虫害のところの14ページなのですけれども、例えば樹木の剪定は専門的技術を要する場合がありますので専門家に相談しましょうとか、専門家というのが誰なのか、どういう人のことを指しているのかということもあったほうがいいと思います。なので、病虫害を発見した場合は対処方法を専門家、これは皮膚科なのか何なのかよく分かりませんが、そういったものも必要かなと思います。

(事務局)

私のイメージですけれども、木についた虫を駆除、そういう対処をする専門家というイメージだったので、今おっしゃっていたのは例えば被害があつて。

(椎谷委員)

被害があつてと言われたときに、こういうときは皮膚科へ行ってください、みたいな。

(岡崎会長)

人間の側ですか。

(椎谷委員)

人間のことも書かれていますよね。でも今のものはもう一回言いますと、この専門家は害虫を発見したときの専門家です。皮膚科ではなくて。間違えました。

(事務局)

あつたときに、かぶれたりするようなものを自分で処理しなさいというのは、なかなか難しいところもあると思いますので、困ったときは専門家という。

(椎谷委員)

病虫害を発見した、この虫に関しての専門家というのは、どなたのことを指しているのですか。

(事務局)

要するにアメリカシロヒトリっぽい毛虫を見つけたのだけれども、専門家といっても誰に相談すればいいんだという話だと思うのです。

(椎谷委員)

そのときの答え。

(事務局)

造園業者でしょう。

(野俣委員)

あとはチャドクガとかイラガという、直接、人間に被害が来るようなものがあるわけですから、そういった場合は。造園業者でも一応、ある程度は分かるのですけれども、そういうものに被害を受けた場合は皮膚科がいいのではないかということですね。

(事務局)

今、造園業者という話があったのですけれども、我々、行政の立場から個人的な名称を出すわけにはいかないので、本当であれば新潟市造園建設業協会だと言えればいいのでしょうかけれども、一般的に造園業者みたいな形の抽象的な書き方になるかもしれませんよと、その辺はご了承いただきたいと思います。

(指村委員)

農業試験場等で対応してくれるところはないのですか。そういうものはないのですか。

(事務局)

相談窓口として検索して、分かってくればあれですけれども。

(小林委員)

今の説明の中の事前相談という項目を少しお話しただけないでしょうか。植物を相手にするので、春とか秋とか適期があるのですが、それを想定してやると事前相談といってもある程度、期間を明示しておかないと間に合わないという、結局、翌年になってしまうから、何かそういう期間設定みたいなことは想定されているのでしょうか。事前相談を受けて、実はやろうとしたら、もうすでに植える時期を過ぎていたとかというようなことがあると困るので、想定する植える時期の何か月前までに相談をしてくれとか、そんな表記があると受け止めるほうは分かりやすいかなと思ったのですけれども、季節性があるということだけ考えていただくと。時期的な設定を。

(事務局)

おっしゃるとおりで、例えば新築で新たに作るのであれば、基本的には基本設計、実質設計で実際に行って、実質設計の段階ではもう遅いという部分もありますので、例えば、そういったケースは、基本設計の段階でご相談くださいとか、あとは既存の建物には今、花壇があるのだけれども、それを作るというのであれば、前年度の何月までにご相談くださいとか、そういったものをできるようにであれば、その辺もまた取り入れていきたいと思いません。

(岡崎会長)

ちなみに、これは印刷物も作るのですか。ホームページにアップするとか、どんなふう
公表するのですか。

(事務局)

もちろんデータ化してホームページにもアップしますし、もう少しきれいなデザインを整
えた形で撮影も。

(涌井委員)

1 2 ページの、県産材の木製品はいかがでしょうかというコーナーを作ってくださいまし
て、ありがとうございます。

ちなみに、この写真はいつごろまでに提供できればよろしいでしょうか。

(事務局)

2 月中くらいでしょうか。一応、年度内までに完了予定になっていますので、2 月中くら
いに。

(事務局)

2 月末締め切りと考えていただいて、勝手なお願いですけれども、ここでガイドラインで
県産材利用を P R するのは我々にも大義があるので別にいいと思っています。1 点は、この
助成の対象となるような造園資材がまず一つ欲しいということと、それからプラスアルファの
景観資材としてのベンチとか、そういう。

(涌井委員)

ここでは造園資材ですよ。

(事務局)

2 種類のセールスをしていただいていいと思いますが、造園資材がないとちょっと困
っちゃうと思っています。

(涌井委員)

造園資材、いくつか集めてみたいと思います。

(佐藤委員)

8 ページで、壁面緑化先進事例のご紹介ということで、横浜野村ビルが出ていますが、や
はり新潟と横浜では冬場の気象ですとか気温がまったく違うので、おそらくなかなかこのよ
うに記載しても難しいと思うのですけれども、例えば、日本海側の先進事例があると、北海
道とかそういう寒冷地での、何かほかに先進事例はありますでしょうか。

(野俣委員)

今、新潟であればメディアシップ。

(事務局)

8ページのプランター型というのはメディアシップを拡大したものになっています。なかなか寒冷地ですと、こういう基盤が小さいものですと、冬に凍ってしまったり、なかなか環境は難しいというのはいろいろ。札幌市にも聞いてみたのですけれども、なかなか冬は難しいというような話も聞きました。ただ技術が向上していきたりするのを見越したうえで、新しい部分について、ここで紹介させていただけたらと思います。引き続き、事例のほうを調べさせていただきまして、より新潟に合うようなものがあれば、それについて採用していきます。

(事務局)

もう一ついいですか。写真に横浜市の事例なので、これはやはり毎年植え替えをしているような形なのでしょうか。それとも一回植えれば5年、10年これでいけるといような形なのでしょうか。

(事務局)

維持管理の面までは、受賞の資料からはうかがい知れなかったのですけれども、もちろんメンテナンスの中で枯れてきたものがあれば適宜入れ替えられるようなユニット式のようなものになっているようですけれども、在来種でそれほど長くもたないものについては植え替えているのではないかと思います。

(事務局)

どういう趣旨かという、新潟の気候上、基本的には一回植えれば4年、5年というふうなものよりも、毎年春になったら植え替えるというものをPRしておいたほうがいいのかと思いますので、お願いします。

(事務局)

確かに8ページの上の真ん中のような基盤型、こういったものを割り切って毎年入れ替えるような花を植えてしまうとか、そういったものも、どちらかといえば新潟に合っているような取組み方かなと思うところもありましたので、ご紹介させていただきたいと思います。

(横山委員)

今、そういう枠で囲まれたトピック的なお話になっていたのですけれども、プランターのところだけ変な言い方ですけれども、それが囲みのものがないので、先ほどから新潟らしい植物を使ってというお話が出ていますので、ここにその事例的なものでも挙げると、アザレアを使ったプランターづくりとか、何か新潟プランターみたいな事例を載せるのもどうかなと感じました。

(岡崎会長)

ありがとうございました。写真がもしかしたら新潟なのかもしれませんけれども、ご検討

ください。

(高崎代理)

先ほどのケヤキの事例ではないのですけれども、安全面の観点で、例えば台風のときや暴風時に歩道等に垂れてこないような、業者さんがやれば多分、問題ないと思うのですけれども、手作りでやってしまうと、そういった点もありますし、例えばプランターでも最初は小さかったけれども、5年経ったら大きくなってバランスが悪くなって倒れたりとか、そういったこともあると懸念されるので、安全面のことも少し入れていただけるといいのかなと思いました。

(岡崎会長)

維持管理に含まれるのでしょうかけれども、どこかに一言。特に危なそうなところがあれば。ほかに、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。時間もそろそろ予定の時間を過ぎておりますので、あとは個別にメールなどで事務局のほうにお伝えいただくということにさせていただきたいと思います。

本日の議事は以上になりますが、何か言い忘れたこと等あれば。

よろしいでしょうか。では、特にないようですので、事務局のほうにお返しします。どうもありがとうございました。

(司 会)

岡崎会長、ありがとうございました。また、委員の皆様、本日も多くの議論をいただきまして、大変ありがとうございました。

本日の審議会の内容につきましては、後日、本市のホームページで公開をいたしますのでご承知おきください。

以上をもちまして、本日の議事は終了となります。冒頭申し上げました、今年度の審議会は本日が最後となりますが、来年度も引き続き、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で、第57回緑化審議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。